# 医薬品・歯科薬品・材料の管理

## （1）毒薬・劇薬は他の薬品と区別

規制医薬品（麻薬、覚せい剤原料、向精神薬、毒薬・劇薬）は特殊な扱いが必要です。適切な在庫数・種類の設定、定期的な在庫量の確認が必要です。

※毒薬は他の薬品と区別して保管し**施錠**する必要があります。

※劇薬は他の薬品と区別して保管しましょう。

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」参照

## （2）在庫管理を明確に

医薬品管理簿をもとに在庫状況を明確にし、適切に配置しましょう。

## （3）取り間違いを防止

同一銘柄で複数規格がある医薬品や名称・外観類似薬は注意喚起しましょう。

例）同一銘柄で複数規格がある医薬品に色付けをする

※調剤する人と確認する人でダブルチェックをしましょう。

## （4）有効期限・使用期限の確認

保管の際は、収納場所や順序を考えましょう。

定期的に有効期限や使用期限を確認し、適正に管理しましょう。

医薬品を開封した際は、医薬品本体に開封日を記載しましょう。

## （5）調整（希釈）した医薬品には調整日、調整後期限を表示

・調整日を記載しましょう。調整後期限も表示するようにしましょう。

## （6）開封後の保管方法

・変質、汚染等を防止しましょう。

・定期的に交換をしましょう。

・つぎ足しはやめましょう。

・調整日を記載しましょう。

## （7）小分け用薬瓶

・補充方法（複数人による確認、定期的な薬瓶の交換など）に注意しましょう。

・色分けやラベルリング等、区別のための工夫をしましょう。

## （８）**ラベル**

注射薬には確実にラベルを貼りましょう。

## （９）**温度管理**

保管時の温度が規定されている医薬品は、規定の条件を備えた保冷庫に収納しましょう。（温度調節機能のついた冷蔵庫を使用しましょう。）

温度の定義（日本薬局方

- 標準温度は20℃
- 常温は15～25℃
- 室温は1～30℃
- 微温は30～40℃

## （１０）**光の管理**

光（日光や蛍光灯などの光）は薬の分解をひきおこし、薬を変化させることがあります。「遮光」と表示や指示がされている薬は、光を遮ることのできる容器などに保管して下さい。特に、直射日光の当たる場所は温度も上がるので避けるべきです。

## （１１）**可燃性薬剤**

可燃性薬剤（アルコール類など）の転倒防止・火気防止に配慮しましょう。

- 冷所は1～15℃（別に規定するものあり）